

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項	同令第 91 条第 1 項
所 管 課 係 名	総務課総務係
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方自治法第 74 条第 1 項に規定する請求の制限に反するものでないこと。すなわち、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては、請求の対象から除外されているものであること。</li> <li>2. 請求の代表者が、国家公務員法第 102 条第 1 項、地方公務員法第 36 条第 2 項その他の法律の規定により政治的行為が制限されるものでないこと。</li> <li>3. 請求代表者が、選挙人名簿に登録されたものであること。</li> </ol>
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	14 日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	職員団体の登録
根拠法令(例規)及び条項	地方公務員法第 53 条第 5 項
法令(例規)番号	昭和 25 年法律第 261 号
関 係 条 項	同法第 53 条第 1 項～4、項職員団体の登録に関する条例第 2 条、職員団体の登録に関する規則第 2 条
所 管 課 係 名	総務課総務係 (公平委員会)
審 査 基 準	1. 職員団体の規約が同法第 53 条第 2 項の要件を満たしていること。 2. 規約の作成又は変更、役員の変更その他重要な行為がすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により決定される旨の手續が定められていること。 3. 同一の地方公共団体に属する消防職員以外の職員のみをもって組織されていること。この場合において、消防職員以外の職員で分限処分又は懲戒処分によって免職された職員で、当該処分を受けてから以年以内のもの又はその期間内に当該処分について不服申し立てを行い、又は訴えを提起して係争中のものは、その身分関係が最終的に確定していないものであることを考慮し、引き続き構成員にとどめていても差し支えない。また、現に当該職員団体の役員である職員以外の者を構成員としていることを妨げない。
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	30 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	職員団体等の規約の認証
根拠法令(例規)及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 5 条
法令(例規)番号	昭和 53 年法律第 80 号
関 係 条 項	同法第 4 条、第 6 条、第 8 条、同法施行規則第 1 条
所 管 課 係 名	総務課総務係 (公平委員会)
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同法施行規則第 1 条に定める申請手続であること。</li> <li>2. 規約が同法第 5 条第 1 号から第 3 号に掲げる要件に該当すること。</li> <li>3. 規約に法令の規定に違反事項が記載されていないこと。</li> <li>4. 当該職員団体等が同法第 8 条により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から 3 年を経過していないものではないこと。</li> </ol>
	審査基準未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	30 日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	副市長等の解職の請求代表者証明書の交付
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法施行令第 121 条
法令(例規)番号	昭和 22 年政令第 16 号
関 係 条 項	同令第 91 条第 2 項
所 管 課 係 名	総務課総務係
審 査 基 準	<p>1. 地自法自治法第 88 条に規定する請求の制限期間に反するものでないこと。</p> <p>(1) 副市長の解職の請求は、就職の日から 1 年間及び同法第 86 条第 3 項の規定による議会の議決の日から 1 年間は、これを行うことができないものであること。</p> <p>(2) 選挙管理委員会又は監査委員の解職請求は、就職の日から 6 か月間及び同法第 86 条第 3 項の規定による議会の議決の日から 6 か月間は、これを行うことができないものであること。</p> <p>2. 請求代表者が、国家公務員法第 102 条第 1 項、地方公務員法第 36 条第 2 項その他の法律の規定により政治的行為が制限されるものでないこと。</p> <p>3. 請求代表者が、選挙人名簿に登録されたものであること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	14 日
備 考	地方自治法施行令第 91 条第 2 項を準用

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	行政財産の使用許可
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項
法令(例規)番号	昭和 22 年法律第 67 号
関 係 条 項	美唄市財務規則第 187 条
所 管 課 係 名	総務課総務係 ほか
審 査 基 準	<p>1. 許可するもの</p> <p>(1) 直接又は間接に市の事務、事業の便宜となるもの又は施設の運営を増進するものであること。</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体その他の公共団体で公用又は公共用に供するものであること。</p> <p>(3) 職員及び当該行政財産を利用する者の福利厚生施設として、食堂、売店等に使用するとき。</p> <p>(4) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないものであること。</p> <p>(5) 学術調査、研究、行政施設の普及宣伝その他の公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(6) 隣接土地の所有者又は使用者が当該土地の利用のため、相隣関係上やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(7) 災害その他緊急事態の場合において、応急施設の用に供するために短期間使用するとき。</p> <p>(8) 1～7 に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。</p> <p>2. 許可しないもの</p> <p>(1) 行政財産を強固な建物の敷地として使用させる場合</p> <p>(2) 公益性のある使用を除き、当該行政財産を利用する者と何の関係もないものに長期にわたり使用させる場合</p> <p>(3) 著しく公益性に反する使用をさせる場合</p> <p>(4) その他不相当と認める場合</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	14 日
備 考	